

○文部科学省令第十八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十一号の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第十五条の二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十一号の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係る変更  
地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 前二号に掲げるもののほか、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）にあつては都道府県の教育委員会、私立の高等学校にあつては都道府県知事が、軽微な変更として認めるもの（第四条第一項一号から第七号まで及び第二項各号に掲げる事項に係る変更を除く。）

第十六条 学校教育法施行令第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項一号（修業年限に関する事項に限る。）及び第五号並びに同条第二項各号に掲げる事項とする。

〔②〕 「略」

「条を加える。」

第十六条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項一号（修業年限に関する事項に限る。）及び第五号並びに同条第二項各号に掲げる事項とする。

〔②〕 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

2 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法  
施行規則（  
昭和二十二  
年文部省令  
第十一号）

第十四条

第十五条の  
二  
第三号

都道府県知  
事

又は学校法  
人（私立の  
幼稚園を設  
置する学校  
法人及び私  
人を含む。

、学校法人  
（私立の幼  
稚園を設置  
する学校法  
人又は学校  
設置会社（  
構造改革特  
別区域法（  
平成十四年  
法律第四百  
八十九号）  
第十二条第  
二項に規定  
する学校設  
置会社をい  
う）以下同  
じ。）及び  
私立の学校  
設置会社

都道府県知  
事（学校の  
設置するも  
の設置会社  
の構造改革  
特別区域法  
第十二条第  
二項に規定  
する学校設  
置会社

改正前

第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法  
施行規則（  
昭和二十二  
年文部省令  
第十一号）

第十四条

又は学校法  
人（私立の  
幼稚園を設  
置する学校  
法人及び私  
人を含む。

、学校法人  
（私立の幼  
稚園を設置  
する学校法  
人又は学校  
設置会社（  
構造改革特  
別区域法（  
平成十四年  
法律第四百  
八十九号）  
第十二条第  
二項に規定  
する学校設  
置会社をい  
う）以下同  
じ。）及び  
私立の学校  
設置会社

設置会社  
（学校の設  
置するもの  
設置会社

<p>〔略〕</p>	<p>第十八条</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第十四条</p>	<p>又は学校法人（私立の幼稚園を設ける学校法人及び私人を含む。）</p>	<p>、学校法人（私立の幼稚園を設ける学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区法（平成十四年法律第九十九号）第八十九条第二項に規定する学校設置非営利法人）以下をいう。）。          私立の法人及び私人を含む。          学校設置非営利法人</p>	
<p>一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）</p>				

<p>〔同上〕</p>	<p>第十八条</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>
<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第十四条</p>	<p>又は学校法人（私立の幼稚園を設ける学校法人及び私人を含む。）</p>	<p>、学校法人（私立の幼稚園を設ける学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区法（平成十四年法律第九十九号）第八十九条第二項に規定する学校設置非営利法人）以下をいう。）。          私立の法人及び私人を含む。          学校設置非営利法人</p>	
<p>〔同上〕</p>				

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕	
〔略〕	第十五条の 二 第三号
〔略〕	事 都道府県知
〔略〕	都道府県知 事（学校設 置非営利法 人の設置に つては、特 造改革特別 区域法第十 三条第一項 の規定によ る認定を受 けた地方公 共団体の長

〔同上〕	
〔同上〕	第十八条
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	校設置非 営利法人